

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

フィリピン 編

2010年3月



7. 技術移譲の取決めと任意のライセンス

7-1 フィリピン政府の政策

政府は、技術移譲を促進し、技術移譲の登録を自由化しようとしている。この目的に沿って、政府は、国家の発展と進歩の促進のために知識と情報の普及を促し、特定のケースにおいては、競争や貿易に有害な影響を及ぼす、知的財産権の悪用を防止したり、規制したりしている。

7-2 関連法と規制

A. 技術譲渡の定義

技術移譲取決めとは、製品製造のための系統的知識の移転、製造方法の適用、あるいは管理契約含めた役務の提供を包含する契約若しくは合意をいう。これらはさらに、あらゆる形式の知的財産権の移転、譲渡、ライセンス（大規模市場のために開発されたものを除くコンピュータソフトウェアのライセンス供与を含む）を含む。

B. 既存の法律

フィリピンにおいて、技術移譲契約は、共和国法 No.8293（フィリピン知的財産法、略して IP 法）の下に規定されている。この法律は、1997年6月6日に承認され、1998年1月1日に発効した。知的財産庁は、IP法の各条項に従って、「任意のライセンスに関する規則」を実施している。

フィリピン民法のうち、義務、契約および損害賠償を定める特定の条項は技術移譲の取決めについても適用される。さらに、取引を制限する独占やカルテルまたは詐欺行為についての改訂刑法の条項も、技術移譲の取決めにも適用される。

技術および知識の移転・普及・使用の促進を目的とする下院法案 5208 およびそれに並行した上院法案 1721 が議会で審議中であり、本稿執筆中の時点において制定手続の過程に入っている。

7-3 ライセンシングにおける制限

A. 認定手続

IP法は、同法が規定する任意のライセンスの要件、とりわけ禁止される条項および強行規定に準拠する技術移譲の取決めは知的財産庁に属する資料・情報・技術移転局 (Documentation, Information, and Technology Transfer Bureau, 略して DITTB) に登録する必要がないとする。しかしながら、上述の規定を満たさない場合は、当該技術移譲の取決めが法に基づき承認され、かつ資料・情報・技術移転局に登録されない限り、自動的に法的強制力を失う。

高度な技術内容、外国為替収入の増加、雇用創出、産業の地域分散、または／あるいは国内の原材料への置換もしくは活用、または投資委員会において先駆者として登録された企業等、

国内経済に対して大きな利益をもたらす例外的な場合または賞賛に値する場合は、BITTBにより、当該事案の評価後に事案ごとに上述要件の免除が認められる可能性がある¹⁴⁰。

上述にも関わらず、商標の登録ないし申請に関するライセンス契約はIPOに提出されなければならない。IPOはその内容を機密扱いとするが、提出があったことを記録し公報にて公示する。商標のライセンス契約はその登録がされるまでは第三者に対して効力を生じない¹⁴¹。

B. 禁止される条項および強制規定

IP法は、次の条項は明らかに競争および取引に悪影響を及ぼすものとみなすとして、ライセンス契約にこれら条項を入れることを禁止している¹⁴²。

1. 許諾者が指定する特定の資本財、中間製品、原材料およびその他の技術を入手する義務、若しくは許諾者により指示された特定人物を常時勤務者として雇用する義務を実施権者に課す条項。
2. ライセンスに基づき製造された製品の販売もしくは再販売価格を決定する権利を許諾者が留保することを定める条項。
3. 生産の量および生産の構成に関する規制を含む条項。
4. 非独占的な技術移転の取決めにおいて、競合する技術の使用を禁止する条項。
5. 許諾者に有利になるように全体もしくは部分的な購入選択権を設ける条項
6. 実施権者に対しライセンスされた技術を用いて得られた発明や改良を許諾者に無償で移転することを義務付ける条項
7. 実施されていない特許について特許権者へのロイヤルティの支払を要求する条項。
8. ライセンスされた製品を製造し流通させるための独占的ライセンスが既に付与されている国への輸出など、許諾者の正当な利益の保護のために正当化される場合を除き、実施権者がライセンスされた製品を輸出することを禁止する条項。
9. 実施権者の責に帰する理由のために技術移転の取決めが早期終了する場合を除き、技術移転の取決めの終了後に提供された技術の使用を制限する条項。
10. 特許やその他の産業財産権に対する支払をこれらの権利が満了または終了後に要求する条項。
11. 技術の提供者が所有するいずれの特許の有効性についても技術の受領者が争わないことを要求する規定。

¹⁴⁰ IP法、92条

¹⁴¹ IP法、150条2項

¹⁴² IP法、87条 禁止される条項

12. 移転された技術を取り入れ国内の状況に適合させるための実施権者の研究開発活動あるいは新たな製品、製造過程、および設備に関連して実施権者が研究開発計画を開始することを制限する条項。
13. 許諾者が定めた品質基準を損なわない限りにおいて、輸入された技術を国内の状況に適合させるまたはその技術に新たな手法を導入することを妨げる規定。
14. 技術移転の取決めに基づく許諾者の責務の不履行に対する責任および/またはライセンスされた製品もしくは技術を使用したことに起因する第三者の訴訟から生じた責任について許諾者を免除する規定。
15. その他同等の効果を有する規定。

任意のライセンス契約には以下の強行規定を含まれなければならない¹⁴³。

1. フィリピン法令が自発的ライセンス契約の解釈を決定するものとし、訴訟の際の裁判地は実施権者が主たる事業所を有する地域を管轄する適切な裁判所でなければならないという条項。
2. 技術移転の取決めの期間中は、当該技術に関連する技術および過程における改良は常に利用可能であるという条項。
3. 技術移転の取決めについて仲裁を行う場合は、フィリピン仲裁法の仲裁手続もしくは国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)の仲裁規則もしくは国際商工会議所(ICC)の仲裁規則を適用するものとし、仲裁地はフィリピンまたは中立国とする条項。
4. 技術移転の取決めに関する全ての支払に係るフィリピンの税金は許諾者が負担するとする条項。

商標ライセンス契約においては、当該商標の使用に関連する実施権者の製品やサービスの品質を許諾者が効果的に管理することについての規定が必要である。もしライセンス契約においてそのような品質管理についての規定がない、または品質管理が効果的に実行されない場合は、当該ライセンス契約は有効ではないものとされる¹⁴⁴。

7-4 ロイヤルティに対する課税

IP法 86 条に基づき、知的財産庁の資料・情報・技術移転局 (DITTB) の局長は、ロイヤルティの適切な金額および率の決定を含む、技術移転に係る支払から生じる技術移転取決めの当事者間での紛争解決において、準司法的管轄権を行使する権限を有する。

¹⁴³ IP法、88条

¹⁴⁴ IP法、150条2項

一般的に使用される「ロイヤルティ」という用語は、映画フィルム、ラジオ・テレビ放送に使用されるフィルムやテープを含む文学、芸術、学術的な著作物の著作権、特許、商標、意匠模型、図面、公開されていない製法および製造過程の使用またはそれらを使用する権利、若しくは、工業用、商業用または科学的装置および工業的、商業的、科学的経験に関する情報の使用または使用する権利の約因として受取られるあらゆる種類の対価を意味する¹⁴⁵。

ロイヤルティおよび類似の料金は、非居住者である外国企業に対して支払う場合、32%の割合で課税される。しかしながら、当該外国の許諾者/特許権者がフィリピンの租税条約の締結国の居住者である場合、関連の租税条約に基づき、許諾者/特許権者が当該条件に規定される要件に従うことを条件に、軽減税率が適用される。

¹⁴⁵ Bureau of Internal Revenue (BIR) Revenue Memorandum Circular No. 77-2003 (2003年11月18日)

資料 19 技術移転の登録

